

令和8年度事業計画書

自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日

公益財団法人 原子力安全技術センター

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 事業運営方針 | 1 |
| 2. 個別の事業計画 | 4 |
| 2. 1 放射線施設の検査等事業 | 4 |
| 2. 2 原子力安全対策事業 | 6 |
| (1) 原子力安全の確保に関する調査研究等 | 6 |
| (2) 原子力安全の確保に関する講習及び研修 | 6 |
| (3) 原子力安全の確保に関する相談等 | 6 |
| (4) 原子力安全の確保に関する技術の普及 | 6 |
| (5) 原子力安全の確保に関する研究、開発等 | 6 |
| (6) 放射線安全管理及び環境放射能対策に関する表彰 | 6 |
| 2. 3 原子力防災対策事業 | 7 |
| (1) 原子力防災に関する調査等 | 7 |
| (2) 原子力防災に関する研修、訓練 | 7 |
| (3) 原子力防災活動への参画 | 7 |
| (4) 防災拠点の運営等 | 7 |
| (5) 原子力防災に関する指導及び支援 | 7 |
| 3. 組織運営に関する取り組み | 8 |
| (1) 人材育成及び自主調査研究等の展開、推進 | 8 |
| (2) 運営の効率化と基盤の強化 | 8 |
| (3) 当センターの取り組みに関する広報 | 8 |
| (4) コンプライアンス活動の推進 | 8 |

1. 事業運営方針

当センターは、放射線施設等の検査・確認、原子力安全に関する調査研究や講習等及び原子力防災に関する活動を継続的に実施してきており、令和8年度も引き続き、放射線施設等の検査・確認、原子力安全に関する調査研究や講習等及び原子力防災に関する活動を推進する。

また、人的資源の効果的、効率的な業務実施を図るとともに、ISO マネジメントシステムを活用した継続的改善を図り、業務品質を更に向上させ、高い顧客満足を獲得する。

さらに、当センターは、社会から信頼される公益財団法人として、放射線安全及び原子力安全技術を携えた人材の育成を推進するなど、より一層の社会貢献を目指す。

上記のことを踏まえ、次の事項を事業運営の目標とし、認定を受けた公益目的事業を実施する。

①顧客優先及びコンプライアンス重視の徹底とリスクマネジメントの活用及び変化に対応するための人材確保

顧客の立場に立った業務品質の向上及び情報セキュリティ対策について、ISO マネジメントシステム、特にリスクマネジメントを活用し計画的に進める。このため、令和8年度も引き続き、情報セキュリティを踏まえた業務環境整備を行うとともに、社会からの信頼性確保を最優先とした業務の実施とコンプライアンス確保の推進を図る。また、ハラスメント防止の徹底、事業環境の変化を業務に活かすための意識改革を進める。

②放射線施設の検査等登録事業及び緊急時モニタリング事業の着実な推進 長期的な視野に立ち専門的・技術的能力の維持と人材の育成・強化をより一層推進するとともに、業務の継続的改善による信頼性、透明性の確保を図る。また、顧客ニーズを的確に捉え、効率的な業務実施を計画的に進める。

③講習・研修等業務の拡充と計画的な職員養成

原子力安全に関する専門機関として、各種学会、大学等と連携し、事故後の復興への支援を積極的に行うとともに、内部人材の育成等技術的基盤の強化を図る。

国民の安全・安心に寄与するために必要となる講習・研修等を拡充するとともに、eラーニングの活用を進める。

④将来に向けた新規事業の開発

当センターが持つ技術的能力を活用し、緊急時モニタリング関連業務及び放射線安全管理業務の強化を図り、新たな事業創出に取り組む。

⑤改革プロジェクトによる組織横断的対応の推進と運営基盤の強化

ISO マネジメントシステムを活用し、信頼性の確保を行うとともに、AI、アウトソーシング等の活用や業務の合理化を図り効率的な組織運営を行う。また、積極的な研修を通じ組織能力の向上を図るとともに、事業獲得、運営基盤の強化と組織競争力の向上、登録事業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進等の課題に対し、組織横断的な改革プロジェクトにより対応を行う。

2. 個別の事業計画

当センターは、これまでに培ってきた信頼と実績及び中立的な立場を活かし、公益目的事業として放射線施設の検査等事業、原子力安全対策事業及び原子力防災対策事業を実施し、社会に貢献する。

2. 1 放射線施設の検査等事業

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく以下の登録機関①～⑩のうち、①から⑨については、改善活動を継続し、業務を着実に実施するとともに、⑩登録濃度確認機関（放射性同位元素等の規制に関する法律に基づきクリアランスレベルを超えていないことの確認）については準備を行う。

また、事業継続のために必要な手続きを行うとともに料金の算定根拠公開等により登録機関として更なる信頼性、透明性、公正性の確保及び多様な顧客ニーズを的確に捉えた業務改善を進める。

① 登録認証機関

事業所からの申請に基づき放射性同位元素装備機器の設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件が法令で定められた技術上の基準に適合しているかを審査する、放射性同位元素等規制法第12条の2に基づく設計認証を行う。

② 登録検査機関

事業所からの申請に基づき国の許可に基づいて特定許可使用者等が新たに設置又は変更した使用施設等の構造、設備等がその内容に適合しているか、放射性同位元素等規制法第12条の8に基づく施設検査を行う。また、特定許可使用者等により使用されている使用施設等が、法令で定められた技術上の基準に適合しているか、放射性同位元素等規制法第12条の9に基づく定期検査を行う。

③ 登録定期確認機関

事業所からの申請に基づき特定許可使用者等が法令で定められたとおり、放射線の量及び汚染状況の測定結果について記録を作成・保存していること、並びに法令で定められた帳簿を記載・保存していることについて、放射性同位元素等規制法第12条の10に基づく定期確認を行う。

④ 登録運搬方法確認機関

事業所等からの申請に基づき放射性同位元素等を運搬するBM型輸送物又はBU型輸送物のうち、原子力規制委員会の承認を受けた容器により国土交通大臣が承認した積載方法による運搬について、許可届出使用者等が講じなければならない運搬に関する措置が、法令で定められた技術上の基準に適合することについて、放射性同位元素等規制法第18条（同法第25条の5において読み替えて適用

する場合を含む。)に基づく運搬方法確認を行う。

⑤ 登録運搬物確認機関

事業所等からの申請に基づき放射性同位元素等を運搬するBM型輸送物又はBU型輸送物のうち原子力規制委員会の承認を受けた容器を用いて運搬する物について、許可届出使用者等が講じなければならない運搬に関する措置が、法令で定められた技術上の基準に適合することについて、放射性同位元素等規制法第18条（同法第25条の5において読み替えて適用する場合を含む。）に基づく運搬物確認を行う。

⑥ 登録試験機関

放射性同位元素等規制法第35条第2項に基づく第1種放射線取扱主任者試験、同法35条第3項に基づく第2種放射線取扱主任者試験を実施する。

⑦ 登録資格講習機関

放射性同位元素等規制法第35条に基づく第1種放射線取扱主任者講習、第2種放射線取扱主任者講習及び第3種放射線取扱主任者講習を開催する。

⑧ 登録放射線取扱主任者定期講習機関

許可届出使用者等が選任した特定放射性同位元素防護管理者を対象として、放射性同位元素等規制法第38条の3において準用する第36条の2に基づく特定放射性同位元素防護管理者定期講習を開催する。

⑨ 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関

許可届出使用者等が選任した特定放射性同位元素防護管理者を対象として、放射性同位元素等規制法第38条の3において準用する第36条の2に基づく特定放射性同位元素防護管理者定期講習を開催する。

⑩ 登録濃度確認機関

放射性同位元素等規制法第33条の3に基づく濃度確認については、選任した濃度確認員に対して濃度確認に関する技術の維持、向上を図る。

2. 2 原子力安全対策事業

原子力安全対策の更なる充実のため、これまでの知見を活用し、国内外の技術や基準に関する調査研究等を実施することにより、原子力利用の基盤と国民の安全確保に寄与する。

(1) 原子力安全の確保に関する調査研究等

原子力安全に関する調査研究等として、放射性物質の輸送に関する調査、環境放射線モニタリングに関する調査等を実施する。

(2) 原子力安全の確保に関する講習及び研修

医療機関の関係者を対象とした放射性同位元素等規制法講習会、放射線取扱主任者、安全管理担当者等を対象とする放射線安全管理講習会等を開催する。

(3) 原子力安全の確保に関する相談等

放射線安全管理の実務に関する教育訓練、原子力安全確保に関する技術的な相談への対応を行う。

(4) 原子力安全の確保に関する技術の普及

「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」、放射性同位元素等事故例等を引き続き頒布するとともに、技術資料の作成・頒布等の普及活動を行う。

(5) 原子力安全の確保に関する研究、開発等

原子力発電所の廃炉等の原子力安全の確保に関する研究開発の基金管理業務とともに補助事業者の公募等を行う。

(6) 放射線安全管理及び環境放射能対策に関する表彰

放射性同位元素等の安全管理又は環境放射能対策の向上のために尽力して優れた成果を上げた個人を表彰することにより、関係者の更なる意欲の向上と安全確保に対する国民の理解の増進に資するため、(公社)日本アイソトープ協会、(公財)日本分析センター及び放射線障害防止中央協議会との共催並びに原子力規制委員会の後援を受け、放射線安全管理功労・環境放射能対策功労表彰を行う。

2. 3 原子力防災対策事業

原子力防災対策の更なる充実を目的とした調査研究、研修、訓練等を実施することにより、万一の原子力災害から国民の安全を確保する。

(1) 原子力防災に関する調査等

顧客ニーズの変化に的確に対応し、原子力防災対策に関する調査等の業務を行う。

(2) 原子力防災に関する研修、訓練

原子力施設が立地又は隣接している地方公共団体等における原子力防災業務に従事する者に対して防災研修講座を開催する。また、国、地方公共団体における原子力防災対策の実効性を高めるため、原子力防災訓練の実施支援等を行う。

(3) 原子力防災活動への参画

ラミセス（緊急時モニタリング情報共有システム）の展開・維持管理を行うとともに、地方公共団体が行う環境放射線監視の支援業務を行う。

(4) 防災拠点の運営等

青森県地域防災計画に基づき「原子力防災研究プラザ」内の六ヶ所オフサイトセンターに係る維持、管理を行うとともに、原子力規制庁に「原子力防災研究プラザ」内の事務所の貸与を行う。また、青森県及び市町村、学校等に対する研修、訓練の提案等、地元に着し、地元ニーズに的確に応える活動の推進を図る。

(5) 原子力防災に関する指導及び支援

地方公共団体等からの依頼を受け、原子力防災に関する助言、技術的な相談への対応を行う。

3. 組織運営に関する取り組み

原子力安全の確保に関する業務を着実に実施し、次の取り組みを推進することで組織価値を高め、社会に貢献する。

(1) 人材育成及び自主調査研究等の展開、推進

原子力安全に対する社会のニーズを的確に捉え、質の高いサービス提供の一層の充実を図る。このため、放射線安全等を担う人材の育成やモニタリング情報共有システムの機能拡充等、当センターの持つ知見を活用し、積極的な活動を推進する。

(2) 運営の効率化と基盤の強化

業務の合理化を図るため、事務の効率化や AI を活用した DX の推進による人員の負担軽減と事業獲得への注力、職員の能力向上を図るなど組織能力の向上及び運営基盤の強化を引き続き実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む。

また、品質、環境、情報セキュリティマネジメントシステムを活用した信頼性向上、業務改善活動を更に推進し、顧客に対し効果的、効率的かつ質の高いサービスの提供に努める。

(3) 当センターの取り組みに関する広報

要覧及びホームページ等により事業概要や成果等の紹介を積極的に行う。さらに、当センターの技術的な知見及び成果をとりまとめ、原子力安全に関連する機関に紹介する。

(4) コンプライアンス活動の推進

法的、社会的要請に的確に対応するため、職員研修等の更なる充実を図る。また、品質、環境及び情報セキュリティマネジメントシステムや外部監査法人等を積極的に活用し、コンプライアンス確保のより一層の徹底を推進する。

以 上